

議題 2 関係

実証事業における自治体ポイント等の用途の範囲
及び有効期限等について

1. 自治体ポイント

- ・当該地方公共団体の区域内の商店等における主に日常利用のためのポイント。
- ・市区町村が活用主体。
- ・自治体ポイントへの変換は当該地方公共団体が事業に参加している間は常時可能であり、変換したポイントの有効期限は300日（実証事業を開始するにあたっての設定値）。

2. 特定支援イベントに係るポイント

- ・都道府県又は市区町村が実施・協力するイベント等の期間に限定して変換期間を設定するポイント。
（イベント例：地域のお祭り、復興支援のための寄付、投資型クラウドファンディング）
- ・変換期間中に特定支援イベントに係るポイントに変換されたポイントは、その時点から有効期限は100日（実証事業を開始するにあたっての設定値）。
- ・自治体ポイント口座及び特定支援イベント口座相互のポイント移行はできない。
- ・都道府県が実施する場合には、関係市区町村の取組と十分連携を図るものとする。

3. 留保ポイント

- ・留保ポイント口座に変換されたポイントは、当該変換日から14日後までに自治体ポイントに変換するものとする。
- ・それまでに変換が行われない場合には予め設定された基本自治体ポイント口座に移行する。

4. その他

- ・自治体は、ポイント用途の設定において応援ポイント協力企業の事業の妨げとならないよう配慮する。